事 務 連 絡 平成22年8月3日

函館市水道局指定給水装置工事事業者 様 函館市水道局指定排水設備工事業者 様

> 函館市公営企業管理者 水道局長 中林 重雄

スーパー銭湯等における下水道使用料過小徴収について

最近、マスコミ報道等において、温泉施設、スーパー銭湯において温泉又は 井戸水の給水にかかる計測メーターを経由しないでバイパス管が施工され、下 水道管への排水量を実際より少なく見せかける方法で下水道使用料を過小に支 払う事例が見受けられるところです。

指定給水装置工事事業者および指定排水設備工事業者におかれましては、上 記のような箇所を発見したときは速やかに報告をお願いすると共に、適正な施 工を行うようご協力お願い申し上げます。

また、計測メーターを経由しないでバイパス管を施工し、下水道使用料過小徴収となった場合、「指定の取消し」の対象となりますので、充分ご注意下さい。

以上